

倉庫用建物等の割増償却の償却限度額の計算に
関する付表（措法48、旧措法48）

事業年度	・ ・	法人名	
------	--------	-----	--

割増償却の種類	1	48条・措令()号() 平()旧48・措令()号()	48条・措令()号() 平()旧48・措令()号()	48条・措令()号() 平()旧48・措令()号()
事業の種類	2			
証明等の年月日及び番号	3	平・ 第 号	平・ 第 号	平・ 第 号
倉庫用建物等の種類等	4			
倉庫用建物等の名称	5			
設置した工場、事業所等の名称	6			
同上の所在地	7			
取得等年月日	8	平・ 第 号	平・ 第 号	平・ 第 号
事業の用に供した年月日	9	平・ 第 号	平・ 第 号	平・ 第 号
取得価額	10	円	円	円
普通償却限度額	11			
割増償却率	12	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$	$\frac{\quad}{100}$
割増償却限度額 (11) × (12)	13	円	円	円
償却・準備金方式の区分	14	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金
適用要件等				
倉庫用建物の床面積	15	m ²	m ²	m ²
倉庫用建物等の容積	16	m ³	m ³	m ³
設備又は施設の設置状況	17			
その他参考となる事項	18			

特別償却の付表（三十一） 平十四・四・一以後終了事業年度分

特別償却の付表（三十一）の記載の仕方

- 1 この付表（三十一）は、次の(1)から(4)の規定の適用を受ける場合の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、倉庫用建物等の割増償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。
 - (1) 租税特別措置法第48条《倉庫用建物等の割増償却》
 - (2) 平成14年改正前の租税特別措置法第48条《倉庫用建物等の割増償却》
 - (3) 平成12年改正前の租税特別措置法第48条第1項《倉庫用建物等の割増償却》
 - (4) 平成10年改正前の租税特別措置法第48条第1項《倉庫用建物等の割増償却》
- 2 「割増償却の種類1」は、1の(1)から(4)までのいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲むとともに、「平（ ）」内に該当年数を記載してください。なお、「（ ）号（ ）」内には、租税特別措置法施行令（以下「措置法令」といいます。）第29条の6第2項第1号又は第2号の該当号等を記載してください。
- 3 「事業の種類2」には、倉庫用建物等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。
- 4 「証明等の年月日及び番号3」には、倉庫用建物等について、国土交通大臣又は地方運輸局長（海運監理部長を含みます。）の証明の年月日及び番号を記載します。

なお、証明に係る書類は、その倉庫用建物等につきこの割増償却の適用を受ける最初の事業年度の確定申告書に添付してください。
- 5 「倉庫用建物等の種類等4」には、耐用年数省令別表に基づき、倉庫用建物等の種類、構造、細目等を記載します。
- 6 「倉庫用建物等の名称5」には、倉庫用建物等に該当する資産の名称を記載します。
- 7 「割増償却率12」の分子には、1の(1)から(4)の規定の区分に応じ、その割増償却率を記載します。
- 8 「償却・準備金方式の区分14」は、その倉庫用建物等につき直接に割増償却を行うか、又は割増償却に代えて割増償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「倉庫用建物の床面積15」には、租税特別措置法措置法施行令（以下「措置法令」という。）第29条の6第2項第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロ又は平成13年改正前の租税特別措置法施行令（以下「平成13年旧措置法令」という。）第29条の5第2項第1号イ若しくはロ又は第2号イ若しくはロに規定する倉庫用建物の床面積を記載します。
 - (2) 「倉庫用建物等の容積16」には、措置法令第29条の6第2項第1号ハ若しくはニ又は第2号ハ又は平成13年旧措置法令第29条の5第2項第1号ハ若しくはニ又は第2号ハの倉庫用建物等の容積を記載します。
 - (3) 「設備又は施設の設置状況17」には、措置法令第29条の6第2項各号又は平成13年旧措置法令第29条の5第2項各号に定める設備、施設等の設置状況を記載します。
 - (4) 「その他参考となる事項18」には、倉庫用建物等が耐火建築物又は準耐火建築物のいずれに該当するかを記載するほか、その資産が倉庫用建物等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を記載してください。